

岸和田市の小学校では児童の安全を確保するため、気象警報発令時の対応を下記のように決めております。ご家庭でも日頃より、気象情報には十分ご留意いただきますようお願いします。

1. 自然災害に伴う、「特別警報」、「暴風警報」が発令されている(発令された)場合

- ① 午前7時現在、岸和田市に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ② 午前7時～始業時間(8:25)で、岸和田市に発令された場合 ⇒ 臨時休業
- ③ 始業時間(8:25)以降、岸和田市に発令された場合 ⇒ 授業中止(授業の繰上げ等)

2. 自然災害に伴う、「特別警報」、「暴風警報」以外の警報(大雨警報、洪水警報、波浪警報、高潮警報)が発令されている(発令された)場合

- ① 岸和田市に発令された場合 ⇒ (原則的に)平常対応
- ② 子どもたちの安全確保上問題が生じるおそれがあると判断した場合
⇒ 臨時休業・授業(保育)時間の繰上げ・繰り下げ等の措置を講じる

3. 朝陽地区に、自然災害に伴う避難情報(「高齢者等避難」「避難指示」)が出ている又は出された場合

- ① 午前7時現在、朝陽地区に発令されている場合 ⇒ 臨時休業
- ② 午前7時～始業時間で、朝陽地区に発令された場合 ⇒ 臨時休業
- ③ 始業時間以降、朝陽地区に発令された場合 ⇒ 授業中止(授業の繰上げ等)

4. 給食の取り扱いについて

- ◇ 始業時間(8:25)までに「特別警報」「暴風警報」「朝陽地区への避難情報」が発令されている(発令された)場合、学校が臨時休業となるため給食は中止となります。
- ◇ 始業時間以降に「特別警報」「暴風警報」「朝陽地区への避難情報」が発令された場合、給食を中止するか否かは、地域の特性や時間により、各学校の判断となります。

※「臨時休業」「授業中止」「授業の繰上げ」「授業の繰り下げ」を実施する場合は、学校緊急連絡メールにてお知らせします